

豊島区防災井戸に関する要綱

昭和63年4月 1日

区 長 決 裁

改正 平成10年4月 1日

平成17年3月29日

平成31年4月26日

令和4年7月11日

(目 的)

第1条 この要綱は、震災及びその他の災害時において、初期消火用水及び生活用水の確保を図るため、防災井戸の指定要件及びその維持管理に必要な事項を定めることを目的とする。

(指定要件)

第2条 防災井戸は、次の各号の要件をすべて具備していなければならない。

- ① 豊島区内にあること。
- ② 所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が、その井戸の存在する敷地内又はその隣接地に居住していること。
- ③ 屋外にあること。
- ④ 日常的に使用できる状態であること。
- ⑤ 手押しポンプ等の電力を用いない揚水装置を備えていること。
- ⑥ 近隣住民が使用しやすい場所にあること。
- ⑦ 小型消火ポンプ用連結口を備えた井戸は、敷地に面する道路から井戸まで小型消火ポンプが搬入できること。

(指定方法)

第3条 防災井戸の所有者等は、その所有又は管理する井戸を防災井戸として指定を受けることを希望する場合は、「豊島区防災井戸指定申請書」（別記第1号様式）を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の申請書を受理したときは、現地調査を行う。

3 区長は、指定要件に合致すると認めるときは、「豊島区防災井戸指定通知書」（別記第2号様式）を当該井戸の所有者等に交付する。

4 区長は、防災井戸として指定した井戸を防災井戸台帳に記載する。

(防災井戸所有者等の義務)

第4条

井戸の所有者等は、次の場合には承認しなければならない。

- ① 区又は地域防災組織から、防災訓練において当該井戸を使用したい旨の申出があったとき。
- ② 大地震により近隣に火災が発生した場合等、差迫った事情により使用する旨の申出があったとき。
- ③ 大地震等の災害により断水した場合、近隣住民に対してその求めに応じ、生活用水として井戸水を提供しなければならないとき。
- ④ 災害時の使用、それに係る豊島区ホームページ上での所在地の公表。

(維持管理)

第5条 防災井戸の維持管理は、その所有者等がこれを行う。

2 建物の増改築等の理由で、井戸ポンプの位置を変更した場合、廃止した場合は、速やかに区に報告するものとする。

(水質検査)

第6条 水質検査は、新規指定井戸及び、次の各号に掲げる井戸について毎年度一回行い、水質検査に係る費用は区が負担する。

- ① 前回水質検査の結果「適」と判定された井戸のうち区が指定した井戸
- ② その他、区長が必要と認める井戸

2 水質試験結果が「不適」と判定された井戸については、次年度以降の水質検査は行わない。

(防災井戸の周知)

第7条 区長は、災害時において、防災井戸の有効な活用を図るため、日常から地域防災組織及び関係機関並びに災害時協力協定団体等に対し、防災井戸の所在地を周知するものとする。

(指定解除)

第8条 次の各号に該当する場合は、防災井戸の指定を解除する。

- ① 第2条各号の要件を満たさなくなったとき。
- ② 防災井戸の所有者等が井戸の維持管理を怠り、又は放棄し、長期にわたって井戸の使用不能の状態が継続したことが判明したとき。
- ③ 防災井戸の所有者等から解除の申し出があったとき。
- ④ 水脈の変化その他の理由で井戸が枯渇したことが判明したとき。(一時的な水位低下は含まない。)
- ⑤ 区及び水質検査実施者からの調査に対し、所有者等からの応答がない状況が継続するとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

様式 省略